登録の取消

平成27年１月12日付	大阪	553	羽渕　庚馬		
平成27年１月19日付	愛知	486	山田　　武		
平成27年４月21日付	岐阜	509	蜘手喜代司		
平成27年４月30日付	札幌	385	長谷川昭子		
平成27年５月４日付	熊本	142	柿本　敏行		
平成27年５月５日付	富山	45	茶木　久繁		
平成27年５月30日付	島根	102	佐々木　ヒロ子		
平成27年６月１日付	宮城	399	福土　精一		
平成27年６月４日付	大阪	3752	馬場　悦郎		
平成27年６月８日付					
東京1087	大江　　満			東京6228	髙橋　　円
東京6365	櫻井　祐子			神奈川702	大塚　國昭
静岡 219	宇井　久雄			大阪 143	長井　和磨
京都 484	小林富太郎			広島 717	北村　　勲
広島1051	西浦　一恵			熊本 722	平島　尚典
平成27年６月23日付					
札幌 77	荒川　隆志			札幌 118	高杉　彦也
岩手 64	田代　亮一			秋田 286	松井　昭司
神奈川1752	髙篠　修二			栃木 148	岩佐　健郎
群馬 600	佐藤　健介			長野 249	荻原　　進
長野 482	井出袈裟太			長野 635	河原　　宏
石川 279	山本　淳一			大阪 231	渡辺　俊郎
大阪2900	渡邉知永子			大阪3739	長友　智司
大阪3744	村上　由紀			大阪4084	山石　桜子
京都 158	尾崎　富子			奈良 262	辻岡　　武
山口 199	岩本　正一			鳥取 94	小椋　　洋
福岡 792	有吉　伸一			鹿児島268	上敷領　勉

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳から70歳位、男性、体格普通、身長167㎝、着衣の上衣、フードつきの黒色ジャンパー、緑色セーター、長袖シャツ、白色肌着、下衣、紺色スラックス、股引、トランクス、靴下、茶色のスニーカー、所持品、現金134円、煙草、使い捨てライター

上記の者は、平成27年１月７日午後８時00分頃、荒川河川敷笹目橋付近で発見された。意識が無く、頸部から出血していたことから110番通報した。救急隊により戸田中央総合病院に救急搬送されるも、蘇生することなく同日午後９時７分に死亡確認された。

遺体は火葬に付してありますので、心当たりの方は、当市生活支援課まで申し出てください。

平成27年７月10日

埼玉県　　戸田市長　神保　国男

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30～50歳代の女性、着衣、所持品なし

上記の者は、平成27年１月21日午前９時40分頃、長崎県西海市西彼町八木原郷2017番地３西彼漁業協同組合先沿岸から約400mの大村湾海底で、白骨化した頭蓋骨が漁網にかかり発見されました。死亡推定日時は平成25年以前（推定）、死因は不詳です。

身元不明のため、火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりのある方は、当市保健福祉部福祉課まで申し出てください。

平成27年７月10日

長崎県　　西海市長　田中　隆一

公示送達

大船渡都市計画事業大船渡駅周辺地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、（同法第99条第２項の規定に基づき）送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成27年７月10日

大船渡都市計画事業
大船渡駅周辺地区土地区画整理事業
施行者　大船渡市
代表者　大船渡市長　戸田　公明

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前80番地１
氏名　佐藤　照之

２　通知の内容
文書番号　市整第２－１号　平成27年４月13日
従前の宅地
岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前80番１
登記簿地積　333.12㎡
基準地積　338.65㎡
仮換地
①11街区12画地　164.80㎡
②30街区１画地　171.46㎡
仮換地の指定の効力発生の日
平成27年４月23日
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
別途定める日とする。

注意１　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。

２　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。

教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に大船渡市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に大船渡市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙の掲載は省略し、それらを岩手県大船渡市大船渡町字笹崎57番地４にある掲示板において掲示しています。

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年７月10日　郡山市長　品川　萬里

１　送達を受けるべき者の住所及び氏名
福島県郡山市富田町字上田向９番地の３
渡邉　陽子

２　公示事項
審査請求人が、平成26年９月22日（郵便消印日）付けで提起した、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定に基づく賦課金額決定処分に係る審査請求について、平成27年６月３日付けで裁決をしたが、審査請求人に裁決書の謄本を送付できない。よって、当該裁決書の謄本は、当審査庁（郡山市都市整備部区画整理課）において保管し、いつでもこれを交付するので、審査請求人は、当審査庁に連絡のうえ、受領されたい。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十七年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年七月十日

岩手県宮古市黒田町３番７号
合同会社乙茂アグリ
代表清算人　佐々木史子

解散公告

当社は、平成二十七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年七月十日

仙台市若林区長喜城字鉄砲前二〇
丸庄建設株式会社
代表清算人　庄子　宗利

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十七年五月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年七月十日

仙台市太白区青山二丁目一七番五号
国友建設株式会社
代表清算人　髙荒　和男